

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.3/2564

เรื่อง กำหนดเงื่อนไขการส่งเสริมการลงทุนสำหรับกิจการที่ได้รับสิทธิและประโยชน์
ยกเว้นหรือลดหย่อนภาษีเงินได้นิติบุคคล

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 3/2564 号

件名：法人所得税免除または減税の恩典が付与される事業の
投資奨励条件の決定

被奨励者に便宜を図り、年次事業成果報告の情報発送および書類提出において重複
を減らすため、

投資委員会は仏暦 2520 年(1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条、および第 20 条の
権限に基づき、投資委員会に委任された投資委員会事務局は以下のように発布する。

第 1 項 法人所得税免税または減税が付与される被奨励事業は、法人税確定申告書
(Phor. Ngor. Dor. 50) と源泉徴収申告書 (Phor. Ngor. Dor. 1Kor) を電子申告の方法により
歳入局に提出し、被奨励期間中に投資委員会事務局に当該情報を開示または提供することを歳入局
と合意しなければならない。尚、仏暦 2564 年 (2021 年) 9 月 1 日以降に提出される奨励申請書に
適用する。

第 2 項 法人税確定申告書 (Phor. Ngor. Dor. 50) と源泉徴収申告書 (Phor.
Ngor. Dor. 1Kor) を電子申告の方法により歳入局に提出し、事務局に当該情報を開示または提供
することを歳入局と合意した被奨励事業は、事務局の年次事業成果報告およびプロジェクト進捗報
告の電子システム (e-Monitoring) を通じて当該書式に従った情報発送を行わなくても良い。

発布日：仏暦 2564 年 (2021 年) 8 月 2 日

ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット

(ドゥアンジャイ・アッサワジンタチット)

投資委員長官